

衆議院 第六十二回国会 經濟産業委員會 議 録 第七号

平成十七年三月二十三日(水曜日)

午後零時十二分開議

出席委員

委員長 河上 軍雄君

理事 河村 建夫君 理事 櫻田 義孝君

理事 平井 卓也君 理事 松島みどり君

理事 鈴木 康友君 理事 細野 豪志君

理事 吉田 治君 理事 高木 陽介君

理事 嘉数 知賢君 理事 北川 知克君

小杉 隆君 佐藤 信二君

佐藤 勉君 坂本 剛二君

菅 義偉君 武田 良太君

谷畑 孝君 寺田 稔君

西銘恒三郎君 望月 義夫君

森 英介君 山口 泰明君

山本 明彦君 大島 章宏君

奥田 建君 海江田万里君

梶原 康弘君 菊田まきこ君

近藤 洋介君 佐藤 公治君

田島 一成君 高山 智司君

中山 義活君 計屋 圭宏君

渡辺 周君 江田 康幸君

塩川 鉄也君

經濟産業大臣 中川 昭一君

經濟産業大臣政務官 山本 明彦君

經濟産業委員會専門員 熊谷 得志君

委員の異動

三月二十三日

辞任

遠藤 利明君

竹本 直一君

村井 宗明君

補欠選任

佐藤 勉君

寺田 稔君

田島 一成君

同日

辞任

佐藤 勉君

寺田 稔君

田島 一成君

補欠選任

遠藤 利明君

竹本 直一君

村井 宗明君

三月二十二日

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案(内閣提出第四四号)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

は本委員会に付託された。

三月十八日

中小企業振興対策の強化に関する陳情書(山形市松波四の一の一五遠藤和壽(第九三三号))

同日

競輪事業のさらなる改革を求める意見書(東京都十一市競輪事業組合議会(第四九二五号))

中小企業対策の充実・強化に関する意見書(東京都板橋区議会(第四九二六号))

新潟県中越地震による農業集落排水処理施設への再建支援制度の確立を求める意見書(新潟県刈羽村議会(第四九二七号))

容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書(香川県山本町議会(第四九二八号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案(内閣提出第四四号)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律案(内閣提出第四五号)

する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

○河上委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

これより順次趣旨の説明を聴取いたします。中川經濟産業大臣。

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(本号末尾に掲載)

○中川國務大臣 初めに、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国においては、供給安定性や環境適合性にすぐれている原子力発電を基幹電源として位置づけており、これを的確に推進していくに当たり、原子力発電の運転に伴って生じる使用済み燃料を再処理し、有用物質を回収して再び燃料として利用する核燃料サイクルを推進することを基本的考え方としております。この核燃料サイクルの根幹をなす再処理等の事業については、極めて長い期間を要すること等から、その事業に要する費用を確実に確保していくことが必要でございます。

このため、再処理等を適正に実施するための必要な措置等を講じ、発電に関する原子力に係る環境の整備を図ること等を目的として、本法律案を提出いたしました。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、実用発電用原子炉を設置している者に対して、使用済み燃料の再処理等を適正に実施するため、毎年度、經濟産業大臣が通知する額の金銭を使用済燃料再処理等積立金として經濟産業大臣が指定する資金管理法人に積み立てることを義務づけることとしております。

第二に、使用済燃料再処理等積立金を管理する資金管理法人に関する事項その他所要の措置について定めることとしております。

続きまして、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

米国の同時多発テロ事件以降、核燃料物質の防護に対する要請が高まっております。核燃料物質の防護対策の抜本的な強化が必要となっております。

また、原子力発電所等の廃止の現状と将来の見通しを踏まえ、原子力施設の廃止措置に関する安全規制の一層の充実を図るとともに、原子力施設の解体等に伴い発生する廃棄物を適切に処理するための制度を整備することが必要となっております。

本法律案は、これらを踏まえ、核燃料物質の防護及び原子力の安全確保に万全を期するため、所要の措置を講ずるものであります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、核燃料物質の防護に関する規定の整備であります。原子力事業者等に対して、国が定期に行う核物質防護規定の遵守の状況に関する検査を受けることを義務づけるとともに、核燃料物質の防護に関する秘密の保持を義務づけることとし

第一類第九号

經濟産業委員會議録第七号

平成十七年三月二十三日

ております。

第二に、原子力施設の廃止措置に関する規定の整備であります。事業等を廃止しようとする原子力事業者等は、廃止措置計画を定め、国の認可を受けなければならないこととするとともに、講じた廃止措置の結果について国の確認を受けなければならないこととしております。

第三に、原子力施設の解体等に伴い発生する廃棄物等を適切に処理するための制度の新設であります。原子力事業者等は、原子力施設の解体等に伴い発生する廃棄物等に含まれる放射性物質の濃度が極めて低いことについて国の確認を受けることができることとし、国の確認を受けた廃棄物等については通常の廃棄物等と同様に再生利用や処分を行うことを可能とするものであります。

以上が、これら法律案の提案理由及び要旨でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

○河上委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る三十日水曜日午前十時五十分理事会、午前十一時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十七分散会

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、原子力発電における使用済燃料の再処理等を適正に実施するため、使用済燃料再処理等積立金の積立て及び管理のために必要な措置を講ずることにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図り、もって国民経

済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「使用済燃料」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十一年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という。)第二十三条第一項第一号に規定する実用発電用原子炉において燃料として使用した核燃料物質(原子力基本法昭和三十年法律第八十六号。第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。以下同じ。)をいう。

2 この法律において「再処理」とは、使用済燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離するために、使用済燃料を化学的方法により処理することをいう。

3 この法律において「分離有用物質」とは、再処理に伴い使用済燃料から分離された核燃料物質その他の有用物質をいう。

4 この法律において「再処理等」とは、次に掲げるものをいう。

一 再処理

二 次に掲げるものの処理、管理及び処分(特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第十七号)第二条第二項に規定する最終処分を除く。)

イ 再処理に伴い使用済燃料から分離有用物質を分離した後に残存する物(以下「残存物」という。)

ロ 再処理に伴い使用済燃料、分離有用物質又は残存物によって汚染された物

三 再処理施設(原子炉等規制法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設をいう。以下同じ。)の解体

四 前三号に掲げるもののほか、分離有用物質の貯蔵(再処理施設において行うものに限る。)その他の政令で定める行為

5 この法律において「特定実用発電用原子炉」とは、原子炉等規制法第二十三条第二項第八号に掲げる処分の方法として再処理する旨を記載し

て同条第一項の許可を受けた実用発電用原子炉をいう。

6 この法律において「特定実用発電用原子炉設置者」とは、特定実用発電用原子炉を設置している者をいう。

(使用済燃料再処理等積立金)

第三条 特定実用発電用原子炉設置者は、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生ずる使用済燃料の再処理等を適正に実施するため、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣が第四項の規定により通知する額(第五項の変更の通知があった場合は、その変更後の額の金銭を使用済燃料再処理等積立金として積み立てなければならない。)

2 使用済燃料再処理等積立金の積立ては、経済産業省令で定めるところにより、第十条第一項に規定する資金管理法(次項及び第六条において単に「資金管理法」という。)にしなければならぬ。

3 使用済燃料再処理等積立金は、資金管理法が管理する。

4 使用済燃料再処理等積立金の額は、特定実用発電用原子炉の運転に伴う使用済燃料の発生状況、再処理施設の再処理能力及び稼働状況(分離有用物質の発生状況を含む。)、再処理等に要する費用その他の事項を基礎とし、経済産業省令で定める基準に従い、特定実用発電用原子炉設置者ごとに経済産業大臣が算定して通知する額とする。

5 経済産業大臣は、使用済燃料の発生の状況の著しい変化その他著しい事情の変更があると認めるときは、前項の額の変更を通知することができる。

6 経済産業大臣は、第四項の規定により通知する場合において必要があると認めるときは、併せて、特定実用発電用原子炉設置者であった者に対して、その者が現に積み立てている使用済燃料再処理等積立金の額、再処理等に要する費用その他の事情を勘案して、使用済燃料再処理

等積立金として追加して積み立てるべき金額を通知することができる。

7 前項の規定による通知を受けた者は、経済産業省令で定めるところにより、その通知された額の金銭を使用済燃料再処理等積立金として積み立てなければならない。

(再処理事業者等の届出)

第四条 原子炉等規制法第四十四条の四第一項に規定する再処理事業者及び第二条第四項第二号に掲げる行為を業として行う者(経済産業省令で定める者を除く。以下「再処理事業者等」という。)は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、再処理施設の稼働状況、再処理等の実施に関する計画、再処理等に要する費用その他の事項を経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。その届け出た事項に変更(経済産業省令で定める軽微な変更を除く。)が生じたときも、同様とする。

(特定実用発電用原子炉設置者の届出)

第五条 特定実用発電用原子炉設置者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、その者に係る特定実用発電用原子炉の運転に伴う使用済燃料の発生状況、再処理等の実施に関する計画、再処理等に要する費用その他の事項を経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。その届け出た事項に変更(経済産業省令で定める軽微な変更を除く。)が生じたときも、同様とする。

(利息)

第六条 資金管理法は、経済産業省令で定めるところにより、使用済燃料再処理等積立金に利息を付さなければならない。

(取戻し)

第七条 特定実用発電用原子炉設置者等(特定実用発電用原子炉設置者及び特定実用発電用原子炉設置者であった者をいう。以下同じ。)は、再処理等の実施に要する費用に充てる場合その他使用済燃料再処理等積立金を積み立てておく必要がないものとして経済産業省令で定める場合

には、経済産業省令で定めるところにより、次項の規定により承認を受けた計画に従って使用済燃料再処理等積立金を取り戻すことができる。

2 特定実用発電用原子炉設置者等は、使用済燃料再処理等積立金を取り戻そうとするときは、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、使用済燃料再処理等積立金の取戻しに関する計画を作成し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(承継)

第八条 特定実用発電用原子炉設置者等について相続又は合併があつたときは、当該特定実用発電用原子炉設置者等が積み立てた使用済燃料再処理等積立金は、当該特定実用発電用原子炉設置者等の相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が積み立てたものとみなす。

2 特定実用発電用原子炉設置者から他の特定実用発電用原子炉設置者に対する使用済燃料の譲渡があつたときは、当該特定実用発電用原子炉設置者が積み立てた当該使用済燃料に係る使用済燃料再処理等積立金は、当該他の特定実用発電用原子炉設置者が積み立てたものとみなす。

3 前項の規定は、特定実用発電用原子炉設置者であつた者から特定実用発電用原子炉設置者に対する使用済燃料の譲渡があつた場合に準用する。

(経済産業省令への委任)

第九条 第三条及び第六条から前条までに定めるもののほか、使用済燃料再処理等積立金の積立て及び取戻しに関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(指定等)

第十条 経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、次項に規定する業務(以下「資金管理業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全

国を通じて一個に限り、資金管理法人として指定することができる。

一 資金管理業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二 役員又は職員の構成が、資金管理業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 資金管理業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて資金管理業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 第十八条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

五 役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

2 資金管理法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 使用済燃料再処理等積立金の管理を行うこと。

二 使用済燃料再処理等積立金の取戻しに関して、取り戻された使用済燃料再処理等積立金の額に相当する金額が確実に再処理等に要する費用に支出されることを確認すること。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

4 資金管理法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あら

かじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(資金管理業務規程)

第十一条 資金管理法人は、資金管理業務の開始前に、その実施方法その他の経済産業省令で定める事項について資金管理業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 資金管理業務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三 特定実用発電用原子炉設置者等の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした資金管理業務規程が資金管理業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その資金管理業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第十二条 資金管理法人は、毎事業年度、経済産業省令で定めるところにより、資金管理業務に關し事業計画書及び収支予算書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 資金管理法人は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、資金管理業務に關し事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止)

第十三条 資金管理法人は、経済産業大臣の許可を受けなければ、資金管理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(使用済燃料再処理等積立金の運用)

第十四条 資金管理法人は、次の方法によるほか、使用済燃料再処理等積立金を運用してはならない。

一 国債その他経済産業大臣の指定する有価証券の保有

二 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託

2 資金管理法人は、使用済燃料再処理等積立金に係る経理を、経済産業省令で定めるところにより、一般の経理と区分し、使用済燃料再処理等積立金を積み立てた特定実用発電用原子炉設置者等ごとに、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

(帳簿)

第十五条 資金管理法人は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備へ、資金管理業務に關し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(解任命令)

第十六条 経済産業大臣は、資金管理法人の役員が、この法律の規定若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは処分違反したとき、第十一条第一項の認可を受けた同項に規定する資金管理業務規程に違反する行為をしたとき、又は資金管理業務に關し著しく不適当な行為をしたときは、資金管理法人に対して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(監督命令)

第十七条 経済産業大臣は、この法律を施行するために必要限度において、資金管理法人に対し、資金管理業務に關し監督上必要な命令をすることができ

(指定の取消し等)

第十八条 経済産業大臣は、資金管理法人が次の

各号のいずれかに該当するときは、第十条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 資金管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があったとき。

三 この法律の規定若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは処分違反したとき、又は第十一条第一項の認可を受けた同項に規定する資金管理業務規程によらないで資金管理業務を行ったとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定による指定の取消が行われた場合において、特定実用発電用原子炉設置者等が当該指定を取り消された法人に積み立てた使用済燃料再処理等積立金がお存するときは、当該指定を取り消された法人は、経済産業大臣が第十条第一項の規定により新たに指定する資金管理人に当該積立金を速やかに引き渡さなければならない。

4 経済産業大臣は、前項の規定により使用済燃料再処理等積立金を引き渡すべき新たな資金管理人を指定したときは、その旨を関係する特定実用発電用原子炉設置者等に通知しなければならない。

(報告及び立入検査)

第十九条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定実用発電用原子炉設置者等及び再処理事業者等に対し、その業務に関する報告をさせ、又はその職員に、特定実用発電用原子炉設置者等及び再処理事業者等の事務所若しくは工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、資金管理人に対し、資金管理業務の状況若しくは資産に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、資金管理法人の事務所に立ち入り、資金管理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

せ、又はその職員に、資金管理法人の事務所に立ち入り、資金管理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(経過措置)

第二十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(罰則)

第二十一条 第三条第一項又は第七項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条又は第五条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第七条第二項の承認を受けずに使用済燃料再処理等積立金を取り戻した者

三 第十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第十九条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした資金管理法人の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の許可を受けずに資金管理業務の全部を廃止したとき。

二 第十五条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

三 第十九条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第十九条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十一条 三億円以下の罰金刑

二 第二十二条 一億円以下の罰金刑

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四条、第五条、第十九条第一項、第三号及び第四項、第二十一条第一号、第三号及び第四号、第二十四条第二号並びに次条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(準備行為)

第二条 第十条第一項の規定による指定及びこれに関して必要な手続その他の行為(資金管理業務規程の認可を含む。)は、この法律の施行前においても、同条及び第十一条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

第三条 第三条第一項の規定により毎年度積み立てるべき使用済燃料再処理等積立金のほか、この法律の施行の際現にその特定実用発電用原子炉の運転の開始の日からこの法律の施行の日の前日までの間の運転に伴って生じた使用済燃料がある特定実用発電用原子炉設置者は、当該使用済燃料の再処理等に要する費用に充てたため、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣が第五項において準用する同条第四項の規定により通知する額の金銭を資金管理法人

に積み立てなければならない。

2 前項の規定により積み立てられた金銭は、第三条第一項の使用済燃料再処理等積立金として積み立てられたものとみなす。

3 第一項の規定による積立て(この法律の施行の日の属する年度の開始の日からこの法律の施行の日の前日までの間の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等に要する費用に相当するものを除く。)は、経済産業省令で定める金額に係るものとして、この法律の施行の日の属する年度から十五年目の年度までの各年度に均等に分割して行うものとする。ただし、再処理等の適正な実施に支障が生ずるおそれがないと認められる場合において、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の承認を受けたときは、承認を受けたところに従い、分割して行うことができる。

4 前項の経済産業省令で定める金額に係る第一項の規定による積立ては、経済産業省令で定めるところにより、この法律の施行の日の属する年度において行うものとする。

5 第三条第四項の規定は、第一項の規定により積み立てるべき積立金に準用する。この場合において、同条第四項中「特定実用発電用原子炉の運転」とあるのは、「その運転の開始の日からこの法律の施行の日の前日までの間における特定実用発電用原子炉の運転」と読み替えるものとする。

(罰則)

第四条 前条第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して三億円以下の罰金刑を、その人に対して同項の罰金刑を科する。

(政令への委任)
第五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

原子力発電における使用済燃料の再処理等を適正に実施するため、実用発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等について、使用済燃料再処理等積立金の積立義務及び当該積立金の管理を行う資金管理法に関する事項を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十一年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条の五」を「第十二条の七」に、「第十二条の七」を「第十二条の九」に、「第四十三条の三」を「第四十三条の四」に、「第四十三条の二十六」を「第四十三条の二十八」に、「第五十一条の二十四」を「第五十一条の二十六」に、「第六章 核燃料物質等の使用等に関する規制(第五十二条―第六十一条の二)」を「第五章の三 核燃料物質等の使用等に関する規制(第五十二条―第五十七條の八)」に、「第六十一条の九の二」

を「第六十一条の九の四」に改める。

第十条第二項中「各号の一」を「各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「一」を「いずれかに」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第十一条の三第二項」を「第十一条の第二項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 第十二条の六第一項の規定に違反して製錬の事業を廃止したとき。

第十二条第二項中「第六十二条第一項」を「第六十二条の二第二項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号中「第五十九条の三第二項」を「第五十九条の二第二項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「第五十九条の二第二項」を「第五十九条第二項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「第五十八条の二第二項」を「第五十八条第二項」に改め、同号を同項第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九 第十二条の六第二項の規定に違反したとき。

第十一条の二を削り、第十一条の三を第十一条の二とする。

第十二条の二第二項中「第十一条の三第二項」を「第十一条の二第二項」に改め、同条に次の四項を加える。

5 製錬事業者は、経済産業省令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、経済産業大臣が定期に行う検査を受けなければならない。
6 前項の検査に当たっては、経済産業大臣の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて経済産業省令で定めるものを行うことができる。
一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
二 帳簿、書類その他必要な物件の検査
三 関係者に対する質問
四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出(試験のために必要な最小限度の量に限る。)を

させること。

7 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8 第六項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十二条の三第一項中「第十一条の三第二項」を「第十一条の二第二項」に改める。

第二章第十二条の五の次に次の二条を加える。

(事業の廃止に伴う措置)

第十二条の六 製錬事業者は、その事業を廃止しようとするときは、製錬施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の経済産業省令で定める措置(以下この条及び次条において「廃止措置」という。)を講じなければならない。

2 製錬事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、経済産業省令で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画(以下この条及び次条において「廃止措置計画」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

3 製錬事業者は、前項の認可を受けた廃止措置計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

4 経済産業大臣は、前二項の認可の申請に係る廃止措置計画が経済産業省令で定める基準に適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

5 製錬事業者は、第二項の認可を受けた廃止措置計画について第三項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

6 製錬事業者は、第二項の認可を受けた廃止措置計画(第三項又は前項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)に従つて廃止措置を講じなければならない。

7 経済産業大臣は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた製錬事業者に対し、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

8 製錬事業者は、廃止措置が終了したときは、その結果が経済産業省令で定める基準に適合していることについて、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

9 製錬事業者が前項の規定による確認を受けたときは、第三条第一項の指定は、その効力を失う。

(指定の取消し等に伴う措置)

第十二条の七 製錬事業者が第十条の規定により指定を取り消されたとき、又は製錬事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第八条第一項若しくは第九条第一項の規定による承継がなかつたときは、旧製錬事業者等(第十条の規定により指定を取り消された製錬事業者又は製錬事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第八条第一項若しくは第九条第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。)は、第十一条から第十二条の五までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお製錬事業者とみなす。

2 旧製錬事業者等は、経済産業省令で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第十条の規定により製錬事業者としての指定を取り消された日又は製錬事業者の解散若しくは死亡の日から経済産業省令で定める期間内に経済産業大臣に認可の申請をしなければならない。

3 旧製錬事業者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。 4 旧製錬事業者等は、第二項の認可を受けた廃止措置計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。 5 経済産業大臣は、第二項及び前項の認可の申請に係る廃止措置計画が前条第四項の経済産業省令で定める基準に適合していると認めるときは、第二項及び前項の認可をしなければならない。 6 旧製錬事業者等は、第二項の認可を受けた廃止措置計画について第四項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。 7 旧製錬事業者等は、第二項の認可を受けた廃止措置計画(第四項又は前項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)に従つて廃止措置を講じなければならない。 8 経済産業大臣は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた旧製錬事業者等に対し、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。 9 旧製錬事業者等は、廃止措置が終了したときは、その結果が前条第八項の経済産業省令で定める基準に適合していることについて、経済産業大臣の確認を受けなければならない。 第十六条の二第二項中「次項及び第三項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。 4 加工事業者は、第一項の認可を受けた加工施設に関する設計及び工事の方法について第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。 第十六条の三第二項第一号中「前条」を「前条第	一項」に改め、「方法」の下に「(同条第二項又は第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)」を加える。 第十六条の五第一項に次のただし書を加える。 ただし、第二十二條の八第二項の認可を受けた場合(経済産業省令で定める場合を除く。)は、この限りでない。 第二十条第二項中「各号の一」を「各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「二」を「いずれかに」に改め、同項第十七号を同項第十九号とし、同項第十六号を同項第十八号とし、同項第十五号中「第六十二條第一項」を「第六十二條の二第一項」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十四号を同項第十六号とし、同項第十三号中「第五十九條の二第二項」を「第五十九條の二第二項に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十二号中「第五十九條の二第二項」を「第五十九條第二項」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号中「第五十八條の二第二項」を「第五十八條第二項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号の次に次の二号を加える。 十一 第二十二條の八第一項の規定に違反して加工の事業を廃止したとき。 十二 第二十二條の八第二項の規定に違反したとき。 第二十二條第六項中「第二十二條第五項」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第二十二條第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第二十二條第六項において準用する第六項」を、「第二十二條第五項」に改める。 第二十二條の二を削り、第二十二條の二の二を第二十二條の一とする。 第二十二條の六第六項中「から第四項まで」を「から第五項まで」に、「前項」を「前項」に改め、「ついで」の下に、「同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について」を加え、「これらの規定を」同条第二項中「前項」とあるのは「第二十二條の六第一項」と、	同条第三項から第五項までの規定に、「(加工事業者を「加工事業者」に改める。 第三章中第二十二條の七の次に次の二条を加える。 (事業の廃止に伴う措置) 第二十二條の八 加工事業者は、その事業を廃止しようとするときは、加工施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の経済産業省令で定める措置(以下この条及び次条において「廃止措置」という。)を講じなければならない。 2 加工事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、経済産業省令で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画(次条において「廃止措置計画」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。 3 第二十二條の六第三項から第九項までの規定は、加工事業者の廃止措置について準用する。 この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第二十二條の八第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第二十二條の八第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第二十二條の八第二項」と、同条第九項中「第三條第一項の指定」とあるのは「第十三條第一項の許可」と読み替えるものとする。 (許可の取消し等に伴う措置) 第二十二條の九 加工事業者が第二十條の規定により許可を取り消されたとき、又は加工事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第十八條第一項若しくは第十九條第一項の規定による承継がなかつたときは、旧加工事業者等(第二十條の規定により許可を取り消された加工事業者又は加工事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第十八條第一項若しくは第十九條第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。)は、第十六條の五、第二十一條から第二十二條の二まで及び第二十二條の四から第二十二條の七までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、第五項において準用する第二十二條の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお加工事業者とみなす。 2 旧加工事業者等は、経済産業省令で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第二十條の規定により加工事業者としての許可を取り消された日又は加工事業者の解散若しくは死亡の日から経済産業省令で定める期間内に経済産業大臣に認可の申請をしなければならない。 3 旧加工事業者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。 4 第一項の規定により加工事業者とみなされた旧加工事業者等が第二項の認可を受けた場合(経済産業省令で定める場合を除く。)には、第十六條の五の規定は、適用しない。 5 第二十二條の七第四項から第九項までの規定は、旧加工事業者等の廃止措置について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第二十二條の九第二項」と読み替えるほか、同条第五項中「前条第四項」とあるのは「第二十二條の八第三項において準用する前条第四項」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第二十二條の八第三項において準用する前条第八項」と読み替えるものとする。 第二十七條第一項中「次項及び第三項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。 4 原子炉設置者は、第一項の認可を受けた原子炉施設に関する設計及び工事の方法について第二項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、その旨を主務大臣に届け出なければならない。 第二十八條第二項第一号中「前条」を「前条第一項」に改め、「方法」の下に「(同条第二項又は第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)」を加える。 第二十九條第一項に次のただし書を加える。 ただし、第四十三條の三の二第二項の認可を
---	--	---

2 前項の規定による政令には、必要な罰則を設けることができる。

3 前項の罰則に規定することができる罰は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金又はこれらの併科とする。

第四十三条の四第一項中「第六十六条第三項及び第七十七条第六号の二」を「第七十七条第六号の二及び第七十八条第十六号の二」に、「再処理事業者」を「第四十四条第一項の指定を受けた者」に、「再処理施設又は同条第二項第七号」を「第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設又は第五十二条第二項第七号」に改める。

第四十三条の八第一項中「次項及び第三項」を「以下この条に改め、同条に次の一項を加える。」

4 使用済燃料貯蔵事業者は、第一項の認可を受けた使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法について第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第四十三条の九第二項第二号中「前条」を「前条第一項」に改め、「方法」の下に「（同条第二項又は第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）を加える。」

第四十三条の十一第一項に次のただし書を加える。

ただし、第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合（経済産業省令で定める場合を除く。）は、この限りでない。

第四十三条の十三に次のただし書を加える。

ただし、第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

第四十三条の十六第二項中「各号の一」を「各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「一」を「いずれかに」に改め、同項第十七号を同項第十九号とし、同項第十六号を同項第十八号とし、同項第十五号中「第六十二条第一項」を「第六十二条の二第一項」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十四号を同項第十六号とし、同項第十三号中「第五十九条の三第二項」を「第五十九条の二第二項」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十二号中「第五十九条の二第二項」を「第五十九条第二項」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号中「第五十八条の二第二項」を「第五十八条第二項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号の次に次の二号を加える。

十一 第四十三条の二十七第一項の規定に違反して使用済燃料の貯蔵の事業を廃止したとき。

十二 第四十三条の二十七第二項の規定に違反したとき。

第四十三条の二十六第六項中「第四十三条の二十五」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第四十三条の二十六第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第四十三条の二十六第六項において準用する第六項」を、「第四十三条の二十五第五項」に改める。

第四十三条の二十一を次のように改める。

第四十三条の二十一 削除

第四十三条の二十五第二項中「から第四項まで」を「から第五項まで」に、「前項」を「前項に改め、ついで」の下に「同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査についてを加え、これらの規定」を「同条第二項中「前項」とあるのは「第四十三条の二十五第一項」と、同条第三項から第五項までの規定に、「使用済燃料貯蔵事業者」を「使用済燃料貯蔵事業者」に改める。

第四章の二中第四十三条の二十六の次に次の二条を加える。

（事業の廃止に伴う措置）

第四十三条の二十七 使用済燃料貯蔵事業者は、その事業を廃止しようとするときは、使用済燃料貯蔵施設の解体、使用済燃料による汚染の除去、使用済燃料によつて汚染された物の廃棄その他の経済産業省令で定める措置（以下この条及び次条において「廃止措置」という。）を講じなければならない。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、廃止措置を講じよ

うとするときは、あらかじめ、経済産業省令で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条において「廃止措置計画」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、使用済燃料貯蔵事業者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第四十三条の二十七第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第四十三条の二十七第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第四十三条の二十七第二項」と、同条第七項中「核燃料物質」とあるのは「使用済燃料」と、同条第九項中「第三項第一項の指定」とあるのは「第四十三条の四第一項の許可」と読み替えるものとする。

（許可の取消し等に伴う措置）

第四十三条の二十八 使用済燃料貯蔵事業者が第四十三条の十六の規定により許可を取り消されたとき、又は使用済燃料貯蔵事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十三条の十四第一項若しくは第四十三条の十五第一項の規定による承継がなかつたときは、旧使用済燃料貯蔵事業者等（第四十三条の十六の規定により許可を取り消された使用済燃料貯蔵事業者又は使用済燃料貯蔵事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十三条の十四第一項若しくは第四十三条の十五第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。）は、第四十三条の十一、第四十三条の十七から第四十三条の二十まで及び第四十三条の二十二から第四十三条の二十六までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお使用済燃料貯蔵事業者とみなす。

2 旧使用済燃料貯蔵事業者等は、経済産業省令

で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第四十三条の十六の規定により使用済燃料貯蔵事業者としての許可を取り消された日又は使用済燃料貯蔵事業者の解散若しくは死亡の日から経済産業省令で定める期間内に経済産業大臣に認可の申請をしなければならない。

3 旧使用済燃料貯蔵事業者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 第十二条の七第四項から第九項までの規定は旧使用済燃料貯蔵事業者等の廃止措置について、第十二条の九第四項の規定は旧使用済燃料貯蔵事業者等について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第四十三条の二十八第二項」と読み替えるのは「第四十三条の七第五項中「前条第四項」とあるのは「第四十三条の二十七第三項において準用する前条第四項」と、同条第八項中「核燃料物質」とあるのは「使用済燃料」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第四十三条の二十七第三項において準用する前条第八項」と、第十二条の九第四項中「第一項」とあるのは「第四十三条の二十八第一項」と、「加工事業者」とあるのは「使用済燃料貯蔵事業者」と、「第十六条の五」とあるのは「第四十三条の十一」と読み替えるものとする。

第四十五条第一項中「次項及び第三項」を「以下この条に改め、同条に次の一項を加える。」

4 再処理事業者は、第一項の認可を受けた再処理施設に関する設計及び工事の方法について第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第四十六条第二項第一号中「前条」を「前条第一項」に改め、「方法」の下に「（同条第二項又は第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）を加える。」

第四十六条の二の二第一項に次のただし書を加える。

ただし、第五十条の五第二項の認可を受けた場合（経済産業省令で定める場合を除く。）は、この限りでない。

第四十六条の四に次のただし書を加える。

ただし、第五十条の五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

第四十六条の七第二項中「各号の一に」を「各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第五号中「第五十条の三第二項を」第五十条の二第二項に改め、同項第六号中「第五十条の四第一項を」第五十条の三第一項に改め、同項第七号及び第八号中「第五十条の四第二項を」第五十条の三第二項に改め、同項第九号中「第五十一条第一項を」第五十条の四第一項に改め、同項第十号中「第五十一条第二項を」第五十条の四第二項に改め、同項第十六号を同項第十八号とし、同項第十五号中「第六十二条第一項を」第六十二条の二第一項に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十四号を同項第十六号とし、同項第十三号中「第五十九条の三第二項を」第五十九条の二第二項に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十二号中「第五十九条の二第二項を」第五十九条第二項に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号中「第五十八条の二第二項を」第五十八条第二項に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号の次に次の二号を加える。

十一 第五十条の五第一項の規定に違反して再処理の事業を廃止したとき。

十二 第五十条の五第二項の規定に違反したとき。

第五十条第六項中「第五十条第五項」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第五十条第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第五十条第六項において準用する第六項」を、「第五十条第五項」に改める。

第五十条の二を削る。

第五十条の三第二項中「第二十二條の二の二第

二項」を「第二十二條の二第二項」に改め、同条を第五十条の二とする。

第五十条の四第二項中「から第四項まで」を「から第五項まで」に、「前項を」前項に改め、「ついで」の下に、「同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について」を加え、「これらの規定を」同条第二項中「前項」とあるのは「第五十条の三第一項」と、同条第三項から第五項までの規定に、「一、再処理事業者」を「再処理事業者」に改め、同条を第五十条の三とする。

第五十一条を第五十条の四とし、第五章中同条の次に次の二条を加える。

（事業の廃止に伴う措置）

第五十条の五 再処理事業者は、その事業を廃止しようとするときは、再処理施設の解体、その保有する使用済燃料又は使用済燃料から分離された物の譲渡し、使用済燃料による汚染の除去、使用済燃料又は使用済燃料から分離された物によつて汚染された物の廃棄その他の経済産業省令で定める措置（以下この条及び次条において「廃止措置」という。）を講じなければならない。

2 再処理事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、経済産業省令で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条において「廃止措置計画」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、再処理事業者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第五十条の五第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第五十条の五第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第五十条の五第一項」と、同条第七項中「核燃料物質又は核燃料物質」とあるのは「使用済燃料若しくは使用済燃料から分離された物又はこれら」と、同条第九項中「第三条第一項」とあるのは「第四十四条第一項」と読み替へ

るものとする。

（指定の取消し等に伴う措置）

第五十一条 再処理事業者が第四十六条の七の規定により指定を取り消されたとき、又は再処理事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十六条の五第一項若しくは第四十六条の六第一項の規定による承継がなかつたときは、旧再処理事業者等（第四十六条の七の規定により指定を取り消された再処理事業者又は再処理事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十六条の五第一項若しくは第四十六条の六第一項の規定による承継がなかつたとき）の清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。

2 旧再処理事業者等は、経済産業省令で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第四十六条の七の規定により再処理事業者としての指定を取り消された日又は再処理事業者の解散若しくは死亡の日から経済産業省令で定める期間内に経済産業大臣に認可の申請をしなければならない。

3 旧再処理事業者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 第十二条の七第四項から第九項までの規定は旧再処理事業者等の廃止措置について、第二十二條の九第四項の規定は旧再処理事業者等について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第五十一条第二項」と読み替へるほか、第十二条の七第五項中「前条第四項」とあるのは「第五十条の五第三項において準用する前条第四項」と、同条第八項中「核燃料物質又は核燃料物質」とあるのは「使用済燃料若しくは使用済燃料から分離された物又はこれら」と、同条第九項中「第三条第一項」とあるのは「第四十四条第一項」と読み替へるものとする。

ら」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第五十条の五第三項において準用する前条第八項」と、第二十二條の九第四項中「第一項」とあるのは「第五十一条第一項」と、「加工事業者」とあるのは「再処理事業者」と、「第十六条の五」とあるのは「第四十六条の二の二」と読み替へるものとする。

第五十一条の二第二項第二号中「第六十一条の二の二第六項に規定する海洋投棄」を削る。

第五十一条の七第一項中「次項及び第三項」を「以下この条に改め、同条に次の一項を加える。

4 廃棄物管理事業者は、第一項の認可を受けた特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法について第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第五十一条の八第二項第一号中「前条」を「前条第一項」に改め、「方法」の下に「（同条第二項又は第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）」を加える。

第五十一条の十第一項に次のただし書を加える。

ただし、第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合（経済産業省令で定める場合を除く。）は、この限りでない。

第五十一条の十四第二項中「各号の一に」を「各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第十八号を同項第二十号とし、同項第十七号を同項第十九号とし、同項第十六号中「第六十二条第一項を」第六十二条の二第一項に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十五号を同項第十七号とし、同項第十四号中「第五十九条の三第二項を」第五十九条の二第二項に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十三号中「第五十九条の二第二項を」第五十九条第二項に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十二号中「第五十八条の二第二項を」第五十八条第二項に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号の次に次の二号を加える。

十二 第五十一条の二十五第一項の規定に違反して廃棄の事業を廃止したとき。
十三 第五十一条の二十五第二項の規定に違反したとき。

第五十一条の十八第七項中「第五十一条の十八第六項」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第五十一条の十八第七項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第五十一条の十八第七項において準用する第六項」と、「第五十一条の十八第六項」に改める。

第五十一条の二十三第二項中「から第四項まで」を「から第五項まで」に、「前項」を「前項」に改め、「ついで」の下に「同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査についてを加え、これらの規定を」同条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条の二十三第一項と、同条第三項から第五項までの規定」に、「廃棄物管理事業者」を「廃棄物管理事業者」に改める。

第五章の二中第五十一条の二十四の次に次の二条を加える。

(事業の廃止に伴う措置)

第五十一条の二十五 廃棄事業者は、その事業を廃止しようとするときは、廃棄物管理施設の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の経済産業省令で定める措置(以下この条及び次条において「廃止措置」という。)を講じなければならない。

2 廃棄事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、経済産業省令で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画(次条において「廃止措置計画」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、廃棄事業者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第五十一条の二十五第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第五十一条の二十五

第二項及び前項と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第五十一条の二十五第二項」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第五十一条の二第二項の許可」と読み替えるものとする。

(許可の取消し等に伴う措置)

第五十一条の二十六 廃棄事業者が第五十一条の十四の規定により許可を取り消されたとき、又は廃棄事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第五十一条の十二第二項若しくは第五十一条の十三第一項の規定による承継がなかつたときは、旧廃棄事業者等(第五十一条の十四の規定により許可を取り消された廃棄事業者又は廃棄事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第五十一条の十二第二項若しくは第五十一条の十三第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。)は、第五十一条の十、第五十一条の十五から第五十一条の十八まで及び第五十一条の二十から第五十一条の二十四までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお廃棄事業者とみなす。

2 旧廃棄事業者等は、経済産業省令で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第五十一条の十四の規定により廃棄事業者としての許可を取り消された日又は廃棄事業者の解散若しくは死亡の日から経済産業省令で定める期間内に経済産業大臣に認可の申請をしなければならない。

3 旧廃棄事業者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 第十二条の七第四項から第九項までの規定は旧廃棄事業者等の廃止措置について、第二十二條の九第四項の規定は旧廃棄事業者等(廃棄物管理事業者に係る者に限る。)について準用する。この場合において、これらの規定中「第二

項」とあるのは「第五十一条の二十六第二項」と読み替えるほか、第十二条の七第五項中「前条第四項」とあるのは「第五十一条の二十五第三項において準用する前条第四項」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第五十一条の二十五第三項において準用する前条第八項」と、第二十二條の九第四項中「第一項」とあるのは「第五十一条の二十六第一項」と、「加工事業者」とあるのは「廃棄物管理事業者」と、「第十六条の五」とあるのは「第五十一条の十」と読み替えるものとする。

第六章の章名を削る。

第五十二条の前に次の章名を付する。

第五章の三 核燃料物質等の使用等に関する規制

第五十六条中「各号の一」を「各号のいずれかに」に改め、同条第一号中「二」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「第五十八條又は第五十九條」を「第五十七條の四又は第五十七條の五」に改め、同条第十一号を次のように改める。

十一 第五十七條の六第二項の規定に違反して核燃料物質のすべての使用を廃止したとき。

第五十六條第十八号を同条第十九号とし、同条第十七号を同条第十八号とし、同条第十六号中「第六十二條第一項を」第六十二條の二第二項に改め、同条第十五号を同条第十六号とし、同条第十四号中「第五十九條の三第二項」を「第五十九條の二第二項」に改め、同条第十五号とし、同条第十三号中「第五十九條の二第二項」を「第五十九條第二項」に改め、同条第十四号とし、同条第十二号中「第五十八條の二第二項」を「第五十八條第二項」に改め、同条第十三号とし、同条第十一号の次に次の一号を加える。

十二 第五十七條の六第二項の規定に違反したとき。

第五十六條の三第六項中「同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第五十六條の三第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六

項」とあるのは「第五十六條の三第六項において準用する第六項」とを削る。

第五十七條の二第二項を次のように改める。

2 第十二條の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について準用する。この場合において、同条第二項中「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「前項」とあるのは「第五十七條の二第一項」と、同条第三項中「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「製錬事業者」とあるのは「使用者」と、同条第四項中「製錬事業者」とあるのは「使用者」と、同条第五項中「製錬事業者」とあるのは「使用者」と、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第六項中「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と読み替えるものとする。

(運搬の基準)

第五十七條の五 使用者は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬(使用施設等を設置した工場又は事業所内の運搬に限る。)について、文部科学省令で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じなければならない。

(使用の廃止に伴う措置)

第五十七條の六 使用者は、核燃料物質のすべての使用を廃止しようとするときは、使用施設等の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の文部科学省令で定める措置(以下この条及び次条において「廃止措置」という。)を講じなければならない。

2 使用者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、文部科学省令で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画(次条にお

条第二項中「使用者等」を「原子力事業者等」に、「前項各号」を「同項各号」に改め、同条第三項から第五項まで及び第八項から第十項までの規定中「使用者等」を「原子力事業者等」に改め、同条を第五十九条とする。

第五十九条の三第一項中「使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者以下この条において「使用者等」という。」を「原子力事業者等」に、「使用者等」という。」を「原子力事業者等」に改め、同条第二項中「使用者等」を「原子力事業者等」に改め、同条を第五十九条の二とする。

第六十条第一項中「製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者又は使用者」を「原子力事業者等（外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者及び廃棄事業者（旧使用済燃料貯蔵事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。）を除く。）に改め、同項第一号中「再処理事業者」の下に「旧製錬事業者等、旧加工事業者等又は旧再処理事業者等を含む。」を加え、同項第二号中「使用者」の下に「（旧使用者等を含む。）を加え、同項第三号中「原子炉設置者」の下に「（旧原子炉設置者等を含む。）を加える。

第六十一条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第九号中「第六十六条第一項の規定に基づく主務省令で定めるところにより、」を「旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等又は旧使用者等が、第十二条の七第二項、第二十二條の九第二項、第四十三條の三の三第二項、第五十一條第二項、第五十一條の二十六第二項又は第五十七條の七第二項の認可を受けた廃止措置計画（第十二條の七第四項又は第六項（これらの規定を第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第五十一條第四項、第五十一條の二十六第四項及び第五十七條の七第四項において準用する場合を含む。）の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて」に改める。

第六十一条の二を次のように改める。
（放射能濃度についての確認等）
第六十一条の二 原子力事業者等は、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質についての放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして主務省令（次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣（以下この条において「主務大臣」という。）の発する命令をいう。以下この条において同じ。）で定める基準を超えないことについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣の確認を受けることができる。

一 製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。） 経済産業大臣
二 使用者（旧使用者等を含む。） 文部科学大臣
三 原子炉設置者（旧原子炉設置者等を含む。）
第二十三條第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣
四 外国原子力船運航者 国土交通大臣
2 前項の確認を受けようとする者は、主務省令で定めるところによりあらかじめ主務大臣の確認を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、その確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、その結果を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

3 第一項の規定により主務大臣の確認を受けた物は、この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他の政令で定める法令の適用については、核燃料物質によつて汚染された物でないものとして取り扱うものとする。
4 経済産業大臣は、製錬事業者、加工事業者、

特定原子炉設置者（原子炉設置者のうち実用発電用原子炉及び第二十三條第一項第四号に掲げる原子炉に係る者をいう。以下この項において同じ。）、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、特定原子炉設置者に係る者に限る。）、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。）に係る第一項の確認に関する事務の一部を、経済産業省令で定めるところにより、機構に行わせるものとする。

5 機構は、前項の規定により確認に関する事務の一部を行つたときは、遅滞なく、その結果を経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知しなければならない。
第六十一条の二の二を削る。
第六十一条の三第二項中「一」を「いずれかに」に改め、同項に次の一号を加える。

六 旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等が第十二條の七第九項（第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第五十一條第四項及び第五十七條の七第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けるまでの間、国際規制物資を使用する場合第六十一条の三第三項中「第六十一条の二第二項第六号」を「第五十七條の八第二項第六号」に改め、同条第四項中「第一項各号の一」を「第一項第一号から第五号までのいずれかに」に改め、同条に次の三項を加える。

7 第一項第六号に該当する場合には、旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等は、文部科学省令で定めるところにより、第十條若しくは第四十六條の七の規定により製錬事業者若しくは再処理事業者としての指定を取り消された日若しくは第二十二條、第三十三條第一項若しくは第二項若しくは第五十六條の規定により加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者としての許可

を取り消された日又は製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者若しくは使用者の解散若しくは死亡の日から文部科学省令で定める期間内に、その使用する国際規制物資の種類及び数量並びに予定使用期間を文部科学大臣に届け出なければならない。

8 旧使用済燃料貯蔵事業者等は、第四十三條の二十八第四項において準用する第十二條の七第九項の規定による確認を受けるまでの間において国際規制物資を貯蔵する場合には、文部科学省令で定めるところにより、第四十三條の十六の規定により使用済燃料貯蔵事業者としての許可を取り消された日又は使用済燃料貯蔵事業者の解散若しくは死亡の日から文部科学省令で定める期間内に、その貯蔵する国際規制物資の種類及び数量並びに予定される貯蔵の期間を文部科学大臣に届け出なければならない。

9 旧廃棄事業者等は、第五十一條の二十六第四項において準用する第十二條の七第九項の規定による確認を受けるまでの間において国際規制物資を廃棄する場合には、文部科学省令で定めるところにより、第五十一條の十四の規定により廃棄事業者としての許可を取り消された日又は廃棄事業者の解散若しくは死亡の日から文部科学省令で定める期間内に、その廃棄する国際規制物資の種類及び数量並びに予定される廃棄の期間を文部科学大臣に届け出なければならない。

第六十一条の六中「各号の一」を「各号のいずれかに」に改め、同条第一号中「一」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「第六十二條第二項」を「第六十二條の二第二項」に改める。
第六十一条の七中「使用済燃料貯蔵事業者及び」を「使用済燃料貯蔵事業者（旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。）以下この条において同じ。及び」に、「廃棄事業者」を「廃棄事業者（旧廃棄事業者等を含む。）以下この条において同じ。」に、「及び第六十八條第十五項から第十八項まで」を、「第六十七條第一項、第六十八條第十五項から第十八

項まで、第七十八条第二十九号及び第八十条第十号に、「及び第七十一条第二項を」、「第七十一条第二項及び第七十二条第三項」に改める。

第六十一条の八第一項中「一」を「いづれかに」、「及び第六項」を、「第六項、第八項及び第九項」に改める。

第六十一条の九の二第二項中「書類」を「届出書」に改め、同条に次の二項を加える。

4 国際特定活動実施者は、当該届出に係るすべての国際特定活動を終了ときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

5 国際特定活動実施者が解散したときの清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者又は死亡したときの相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

第六章の二第一節第六十一条の九の二を第六十一条の九の四とし、第六十一条の九の次に次の二条を加える。

(使用の廃止等の届出)

第六十一条の九の二 国際規制物資使用者は、国際規制物資のすべての使用を廃止したときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしたときは、第六十一条の三第一項の許可は、その効力を失う。

3 国際規制物資使用者が解散したときの清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者又は死亡したときの相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

(使用の廃止等に伴う措置)
第六十一条の九の三 旧国際規制物資使用者等(第六十一条の六の規定により許可を取り消さ

れた国際規制物資使用者又は前条第一項若しくは第三項の規定により届出をしなければならない者をいう。次項において同じ。)は、文部科学省令で定めるところにより、国際規制物資を譲り渡す等の措置を講じなければならない。

2 旧国際規制物資使用者等は、第六十一条の六の規定により国際規制物資使用者としての許可を取り消された日又は国際規制物資のすべての使用を廃止した日又は国際規制物資使用者が解散し、若しくは死亡した日からそれぞれ三十日以内に、前項の規定により講じた措置を文部科学大臣に報告しなければならない。

第六十一条の二十三の十六中「一」を「いづれかに」に改め、同条第六号中第六十二條第一項を「第六十二條の二第二項」に改める。

第六十一条の二十五及び第六十一条の二十六を次のように改める。

(機構の行う廃棄確認)

第六十一条の二十五 経済産業大臣は、機構に、第五十一条の六第二項及び第五十八條第二項の確認(同条第一項第一号及び第三号、実用発電用原子炉及び第二十三條第一項第四号に掲げる原子炉に係る部分に限る。)に掲げる者に係るものに限る。)を行わせるものとする。

2 文部科学大臣は、文部科学省令で定めるところにより、機構に、第五十八條第二項の確認(同条第一項第一号及び第三号(第二十三條第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉に係る部分に限る。))に掲げる者に係るものに限る。)を行わせることができる。

(機構の行う運搬物確認)

第六十一条の二十六 経済産業大臣は、機構に、承認容器による運搬物に係る第五十九條第二項の確認(同条第一項第一号及び第三号(実用発電用原子炉及び第二十三條第一項第四号に掲げる原子炉に係る部分に限る。))に掲げる者に係るものに限る。)を行わせるものとする。

2 文部科学大臣は、文部科学省令で定めるところにより、機構に、承認容器による運搬物に係る

る第五十九條第二項の確認(同条第一項第二号及び第三号(第二十三條第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉に係る部分に限る。))に掲げる者に係るものに限る。)を行わせることができる。

3 前二項の規定による機構の確認は、鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬については、運搬する物に係る確認に限るものとする。

第六十一条の二十七中「第五十九條の二第二項(第六十六條第二項において準用する場合を含む。)」を「第五十九條第二項」に改める。

第六十二条を第六十二條の二とし、第七章中同条の前に次の一条を加える。

(海洋投棄の制限)

第六十二条 核原料物質若しくは核燃料物質又はこれらによつて汚染された物は、海洋投棄をしてはならない。ただし、人命又は船舶、航空機若しくは人工海洋構造物の安全を確保するためやむを得ない場合は、この限りでない。

2 前項において「海洋投棄」とは、船舶、航空機若しくは人工海洋構造物から海洋に物を廃棄すること又は船舶若しくは人工海洋構造物において廃棄する目的で物を燃焼させることをいう。

ただし、船舶、航空機若しくは人工海洋構造物から海洋に当該船舶、航空機若しくは人工海洋構造物及びこれらの設備の運用に伴つて生ずる物を廃棄すること又は船舶若しくは人工海洋構造物において廃棄する目的で当該船舶若しくは人工海洋構造物及びこれらの設備の運用に伴つて生ずる物を燃焼させることを除く。

第六十三條の前に次の一条を加える。

(主務大臣等への報告)

第六十二條の三 原子力事業者等(核原料物質使用者を含む。以下この条において同じ。)は、製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設、使用施設等又は核原料物質の使用に係る施設(以下この条において「製錬施設

等」という。)に關し人の障害が発生した事故(人の障害が発生するおそれのある事故を含む。)、製錬施設等の故障その他の主務省令(次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣(以下この条において「主務大臣」という。))の発する命令(第五十九條第五項の規定による届出をした場合については、内閣府令をいう。以下この条において同じ。)で定める事象が生じたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、事象の状況その他の主務省令で定める事項を主務大臣(同項の規定による届出をした場合については、都道府県公安委員会)に報告しなければならない。

一 製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者(旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。)、経済産業大臣(第五十九條第一項に規定する運搬に係る場合にあつては経済産業大臣及び国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣)
二 使用者(旧使用者等を含む。)、文部科学大臣(第五十九條第一項に規定する運搬に係る場合にあつては文部科学大臣及び国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣)

三 原子炉設置者(旧原子炉設置者等を含む。)
第二十三條第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣(第五十九條第一項に規定する運搬に係る場合にあつては第二十三條第一項各号に定める大臣及び国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣)

四 外国原子力船運航者 国土交通大臣
五 核原料物質使用者 文部科学大臣
第六十三條の見出しを「警察官等への届出」に改め、同条中「製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事

業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者(第六十六條第一項に規定する者を含む。次条第一項において同じ。)並びにこれらの者から運搬を委託された者及び受託貯蔵者(「原子力事業者等(原子力事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者を含む。)」に改める。

第六十四條第一項中「製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者(以下この条において「事業者等」という。))並びに事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者(「原子力事業者等(原子力事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者を含む。)」に、「事業者等」を「原子力事業者等」に改め、同条第三項中「事業者等」を「原子力事業者等」に改め、同条第一号中「廃棄事業者」の下に「(旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。)」を加え、「第五十九條の二第一項」を「第五十九條第一項」に改め、同項第二号中「使用者及び」を「使用者(旧使用者等を含む。以下この号において同じ。))及び」、「第五十九條の二第二項」を「第五十九條第一項」に改め、同項第三号中「原子炉設置者及び」を「原子炉設置者(旧原子炉設置者等を含む。以下この号において同じ。))及び」、「第五十九條の二第一項」を「第五十九條第一項」に改める。

第六十五條及び第六十六條を削る。
第六十六條の二第二項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「第六十一條の二十六第六項各号に掲げる」を「第六十一條の二十六第六項に規定する」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「第六十一條の二十六第六項各号に掲げる」を「第六十一條の二十六第六項に規定する」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「第六十一條の二十五第二項各号に掲げる」を「第六十一條の二十五第二項に規定する」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第六十一條の二十五第一項各号に掲げる」を「第六十一條の二十五第一項

に規定する」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第六十一條の二第四項に規定する確認に関する事務の一部 経済産業大臣

第六十六條の二を第六十五條とし、第六十六條の三を第六十六條とする。

第六十六條の四第一項中「製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者」を「原子力事業者等(外国原子力船運航者を除く。以下この条において同じ。))に、「これらの者」を「原子力事業者等」に、「主務大臣」を「次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ当該各号に定める大臣」に改め、同項に次の各号を加える。

一 製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。 経済産業大臣
二 使用者(旧使用者等を含む。 文部科学大臣

三 原子炉設置者(旧原子炉設置者等を含む。 第二十三條第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣

第六十六條の四第二項中「製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者」を「原子力事業者等」に改め、同条を第六十六條の二とする。

第六十七條第一項中「第五十九條の二第六項」を「第五十九條第六項」に、「製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者、核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者又は国際特定活動実施者」を「原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者を含む。))に、「事業者等」を「原子力事業者等」に、「文部科学

大臣」を「文部科学大臣」に、「第五十九條の二第五項」を「第五十九條第五項」に、「届出をした者については、」を「届出をした場合については」に改め、「政令で定めるところにより」を削り、同条第二項中「製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者」を「第五十六條の三第一項の規定により保安規定を定めなければならないこととされているものに限り」を「原子力事業者等(外国原子力船運航者を除き、使用者及び旧使用者等にあつては、第五十六條の三第一項の規定により保安規定を定めなければならないこととされているものに限る。以下この項において同じ。))に、「これらの者」を「原子力事業者等」に改め、同条第三項中「第六十六條の二第一項各号」を「第六十五條第一項各号」に改め、同条第四項中「第六十一條の二第二項」を「第六十二條第一項」に改める。

第六十七條の二の見出し及び同条第一項中「及び原子力保安検査官」を「原子力保安検査官及び核物質防護検査官」に改め、同条第三項中「第二十三條第一項第一号及び第四号の」を「実用発電用原子炉及び第二十三條第一項第四号に掲げる」に改め、同条第四項中「及び原子力保安検査官」を「原子力保安検査官及び核物質防護検査官」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

四 文部科学省の核物質防護検査官は第四十三條の二第二項又は第五十七條の二第二項において準用する第十二條の二第五項の検査(第四十三條の二第二項において準用する第十二條の二第五項の検査については、第二十三條第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉に係るものに限る。に)に関する事務に、経済産業省の核物質防護検査官は第十二條の二第五項、第二十二條の六第二項、第四十三條の二第二項、第四十三條の二第二項、第五十條の三第二項及び第五十一條の二十三第二項において準用する場合を含む。の検査(第四十三條の二第二項において準用する第十二條の二第五項の検査については、

実用発電用原子炉及び第二十三條第一項第四号に掲げる原子炉に係るものに限る。に)に関する事務に、それぞれ従事する。

第六十八條第一項中「事業者等」を「原子力事業者等」に、「一に該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項及び第六項」を「いづれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項」に、「第五十九條の二第六項」を「第五十九條第六項」に、「製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第六十一條の三第一項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者若しくは同条第五項若しくは第六項に規定する者又は国際特定活動実施者」を「原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第六十一條の三第一項各号のいづれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。))に改め、「その者の」を削り、同条第二項中「その者の」を削り、同条第三項中「第六十一條の二の二第一項」を「第六十二條第一項」に改め、同条第五項及び第七項中「第六十六條の二第一項各号」を「第六十五條第一項各号」に改め、同条第十二項中「一に」を「いづれかに」、「若しくは第六項」を「第六項、第八項若しくは第九項」に改め、「その者の」を削る。

第六十八條の二の次に次の一項を加える。

(秘密保持義務)
第六十八條の三 原子力事業者等(原子力事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者を含む。次項において同じ。))及びその従業者並びにこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、業務上知ることのできた特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らしてはならない。

二 国又は原子力事業者等から特定核燃料物質の防護に関する業務を委託された者及びその従業者並びにこれらの者であつた者は、正当な理由

がなく、その委託された業務に関して知ることのできた特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らしてはならない。

3 職務上特定核燃料物質の防護に関する秘密を知ることでた国の行政機関又は地方公共団体の職員及びこれらの職員であつた者は、正当な理由がなく、その秘密を漏らしてはならない。

第六十九条第二項中「第五十一条第二項」を「第五十条の四第二項」に改める。

第七十条第一項第三号中「第六十一条の二十五第一項各号に掲げる」を「第六十一条の二十五第一項に規定する」に改め、同項第四号中「第六十一条の二十五第二項各号に掲げる」を「第六十一条の二十五第二項に規定する」に改め、同項第五号中「第六十一条の二十六第一項各号に掲げる」を「第六十一条の二十六第一項に規定する」に改め、同項第六号中「第六十一条の二十六第二項各号に掲げる」を「第六十一条の二十六第二項に規定する」に改める。

第七十一条第一項中「第六十二条第二項」を「第六十二条の二第二項」に、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣の」を「当該各号に定める大臣の」に改め、同条第二項中「その者の」を削り、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「第六十二条第二項」を「第六十二条の二第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 この法律に定めるもののほか、この法律の規定により文部科学大臣、経済産業大臣若しくは国土交通大臣又は機構が処分、届出の受理その他の行為政令で定めるものに限る。をした場合における文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣への通報その他の手続については、政令で定める。

第七十一条第八項から第十八項までを削る。
第七十二条第二項中「第五十条の四第一項」を「第五十条の三第一項」に改め、「認可をし」の下に「、第十二条の六第八項（第二十二條の八第三項、

第四十三條の三の二第三項、第四十三條の二十七第三項、第五十条の五第三項、第五十一条の二十五第三項及び第五十七條の六第三項において準用する場合を含む。若しくは第十二條の七第九項（第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十一条の二十六第四項及び第五十七條の七第四項において準用する場合を含む。）の確認をし、第十二條の二第五項（第二十二條の六第二項、第四十三條の二第二項、第四十三條の二十五第二項、第五十条の三第二項、第五十一条の二十五第二項及び第五十七條の二第二項において準用する場合を含む。）の検査をし、第五十一条第二項を「第五十条の四第二項」に、「第六十一条の二第二項」を「第五十七條の八第一項」に改め、「若しくは第六十五條第一項、第三項若しくは第四項の規定による届出（国際規制物資使用者又は国際特定活動実施者に係る届出を除く。）」を削り、同項を同条第五項とし、同項の前に次の二項を加える。

3 国家公安委員会又は海上保安庁長官は、前二項の規定の施行に必要な限度において、その職員（国家公安委員会にあつては、警察庁の職員）に、原子力事業者等の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 第六十八條第六項及び第十一項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。
第七十二条第一項中「第十一條の三第一項、第十二條の二第一項若しくは第三項を」第十一條の二第二項、第十二條の二第三項若しくは第五項（これらの規定を第十二條の六第二項、第四十三條の二第五第二項、第五十条の三第二項及び第五十一条の二第三第二項において準用する場合を含む。）に改め、「、第十二條の六第一項、同条第二項において準用する第十二條の二第三項」及び「、第四十三條の二第五第一項、同条第二項において準用する第十二條の二第三項」を削り、「第

五十條の四第一項、同条第二項において準用する第十二條の二第三項、第五十一条第一項を」第五十条の四第一項に改め、「、第五十一条の二十三条第一項、同条第二項において準用する第十二條の二第三項を削り、「（第六十六條第二項において準用する場合を含む。）、第五十七條の二第二項、同条第二項において準用する第十二條の二第三項を」第十二條の二第三項若しくは第五項に、「第四十三條の二第二項、同条第二項において準用する第十二條の二第三項を」第四十三條の二第二項に、「第六十条第二項（第六十六條第二項において準用する場合を含む。）を」第六十条第二項に、「第六十条第一項」を「同条第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第十二條の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第二項、第四十三條の二十五第一項、第五十条の三第一項、第五十一条の二十三第三項又は第五十七條の二第二項の認可をする場合においては、政令で定めるところにより、あらかじめ国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見を聴かなければならない。
第七十二条の二の次に次の一項を加える。
（環境大臣との関係）
第七十二条の二の二 環境大臣は、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物をいう。第三項において同じ。）の適正な処理を確保するため特に必要があると認めるときは、第六十一条の二第一項又は第二項の規定の運用に関し文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣に意見を述べることができ

2 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第六十一条の二第一項の確認をし、又は同条第二項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に連絡しなければならない。

3 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、環境大臣に対し、第六十一条の二第一項の確認を受けた物が廃棄物となつた場合におけるその処理に関し、必要な協力を求めることができる。
第七十二条の三第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「第五十一条の八第一項及び第五十五條の二第一項の規定による使用前検査を」及び第五十一条の八第一項の規定による使用前検査並びに第五十五條の二第一項の規定による施設検査」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。
二 第十二條の六第二項及び第三項（第二十二條の八第三項、第四十三條の三の二第三項、第四十三條の二十七第三項、第五十条の五第三項、第五十一条の二十五第三項及び第五十七條の六第三項において準用する場合を含む。）、第十二條の七第二項及び第四項（第十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十一条の二十六第四項及び第五十七條の七第四項において準用する場合を含む。）、第二十二條の八第二項、第二十二條の九第二項、第四十三條の三の二第二項、第四十三條の三の三第二項、第四十三條の二十七第二項、第四十三條の二十八第二項、第五十条の五第二項、第五十一条第二項、第五十一条の二十五第二項、第五十七條の二第二項並びに第五十七條の七第二項の規定による廃止措置計画及びその変更の認可
第七十二条の三第一項に次の一号を加える。
七 第六十一条の二第二項の規定による認可
第七十二条の四「製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者若しくは使用者を」原子力事業者等（外国原子力船運航者を除く。）に改める。
第七十五条第一項第三号を次のように改める。

三 第十二条の六第二項若しくは第三項第二十二條の八第三項、第四十三條の三の二第三項、第四十三條の二十七第三項、第五十條の五第三項、第五十一條の二十五第三項及び第五十七條の六第三項において準用する場合を含む。、第十二條の七第二項若しくは第四項(第十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一條第四項、第五十一條の二十六第六項及び第五十七條の七第四項において準用する場合を含む。、第十六條の二第二項若しくは第二項、第二十二條の八第二項、第二十二條の九第二項、第二十七條第一項若しくは第二項、第四十三條の三の二第二項、第四十三條の三の三第二項、第四十三條の八第一項若しくは第二項、第四十三條の二十七第二項、第四十三條の二十八第二項、第四十五條第一項若しくは第二項、第五十條の五第二項、第五十一條第二項、第五十一條の七第一項若しくは第二項、第五十一條の二十五第二項、第五十一條の二十六第六項、第五十七條の六第二項、第五十七條の七第二項又は第六十一條の二第二項の認可を受けようとする者 第七十五條第一項第五号を次のように改める。 五 第十二條の六第八項(第二十二條の八第三項、第四十三條の三の二第三項、第四十三條の二十七第三項、第五十條の五第三項、第五十一條の二十五第三項及び第五十七條の六第三項において準用する場合を含む。、第十二條の七第九項(第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一條第四項、第五十一條の二十六第六項及び第五十七條の七第四項において準用する場合を含む。、第五十一條の六第六項若しくは第二項、第五十八條第二項、第五十九條第二項若しくは第六十一條の二第一項の確認又は第五十九條第三項の承認を受けようとする者 第七十六條の四を削る。	第七十八條第一号の次に次の一号を加える。 一の二 第二十一條の二第二項、第二十一條の三第二項、第三十六條第二項、第四十三條の十九第二項、第四十九條第二項、第五十一條の十七第七項、第五十七條第三項、第五十九條第四項(特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。又は第六十條第三項の規定による命令に違反した者 第七十八條第四号の次に次の三号を加える。 四の二 第十二條の二第二項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第二項、第四十三條の二十五第一項、第五十條の三第三項、第五十一條の二十三第一項又は第五十七條の二第一項の規定に違反した者 四の三 第十二條の二第三項(第二十二條の六第二項、第四十三條の二第二項、第四十三條の二十五第二項、第五十條の三第三項、第五十一條の二十三第二項及び第五十七條の二第二項において準用する場合を含む。の規定による命令に違反した者 四の四 第十二條の二第六項(第二十二條の六第二項、第四十三條の二第二項、第四十三條の二十五第二項、第五十條の三第三項、第五十一條の二十三第二項及び第五十七條の二第二項において準用する場合を含む。の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 第七十八條第五号中「第五十一條第一項を」第五十條の四第一項に改め、同号の次に次の六号を加える。 五の二 第十二條の六第一項の規定に違反して製錬の事業を廃止した者 五の三 第十二條の六第二項、第二十二條の八第二項、第四十三條の三の二第二項、第四十三條の二十七第二項、第五十條の五第二項、第五十一條の二十五第二項又は第五十七條の六第二項の規定に違反して廃止措置を講じた者	五の四 第十二條の六第七項(第二十二條の八第三項、第四十三條の三の二第三項、第四十三條の二十七第三項、第五十條の五第三項、第五十一條の二十五第三項及び第五十七條の六第三項において準用する場合を含む。の規定による命令に違反した者 五の五 第十二條の七第二項、第二十二條の九第二項、第四十三條の三の三第二項、第四十三條の二十八第二項、第五十一條第二項、第五十一條の二十六第六項又は第五十七條の七第二項の規定に違反した者 五の六 第十二條の七第三項、第二十二條の九第三項、第四十三條の三の三第三項、第四十三條の二十八第三項、第五十一條第三項、第五十一條の二十六第六項又は第五十七條の七第三項の規定に違反した者 五の七 第十二條の七第八項(第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一條第四項、第五十一條の二十六第六項及び第五十七條の七第四項において準用する場合を含む。の規定による命令に違反した者 第七十八條第八号の次に次の一号を加える。 八の二 第二十一條の三第一項、第三十六條第一項、第四十三條の十九第一項、第四十九條第一項、第五十一條の十七第一項、第五十八條第三項又は第五十九條第四項(特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分を除く。の規定による命令に違反した者 第七十八條第九号中「第二十二條の二の二第一項を」第二十二條の二第二項に改め、同号の次に次の一号を加える。 九の二 第十二條の八第一項の規定に違反して加工の事業を廃止した者 第七十八條第十三号の次に次の一号を加える。 第十三の二 第四十三條の三の二第一項の規定に違反して原子炉を廃止した者 第七十八條第十六号の次に次の一号を加える。 十六の二 第四十三條の二十七第一項の規定に	違反して使用済燃料の貯蔵の事業を廃止した者 第七十八條第十九号中「第五十條の三第一項を」第五十條の二第二項に改め、同号の次に次の一号を加える。 十九の二 第五十條の五第一項の規定に違反して再処理の事業を廃止した者 第七十八條第二十二号の次に次の一号を加える。 二十二の二 第五十一條の二十五第一項の規定に違反して廃棄の事業を廃止した者 第七十八條第二十四号の次に次の一号を加える。 二十四の二 第五十七條の六第一項の規定に違反して核燃料物質のすべての使用を廃止した者 第七十八條第二十六号中「第六十一條の二の二第一項を」第六十二條第一項に改め、同号の次に次の一号を加える。 二十六の二 第六十二條の三(核原料物質使用者に係る部分を除く。の報告をせず、又は虚偽の報告をした者 第七十八條第二十八号中「第六十六條の四第二項を」第六十六條の二第二項に改め、同条第二十九号中「製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者(次号及び第八十條において「製錬事業者等」という。を「核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者」に、「に限る」を「を除く」に改め、同条第三十号中「製錬事業者等」を「核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第六十一條の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者」に、「に限る」を「を除く」に改め、同条に次の二号を加える。 三十一 第六十八條の三の規定に違反した者 三十二 第七十二條第三項の規定による立入り
--	--	--	--

若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第七十八条の四中「第六十一条の二の二第一項」を「第六十二条第一項」に改める。

第七十九条中「五十万円」を「三百万円」に改め、

同条第二号から第五号までを削り、同条第六号を同条第二号とし、同条第七号から第八号までを削り、同条第九号を同条第三号とし、同条第十号中「（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）、第五十八條第一項（第六十六條第二項において準用する場合を含む。）、第五十九條（第六十六條第二項において準用する場合を含む。）又は第六十條第一項（第六十六條第二項において準用する場合を含む。）」を「第五十七條の四、第五十七條の五又は第六十條第二項」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 第五十七條の八第一項の規定による届出をしないで核原料物質を使用し、又は同条第五項の規定による命令に違反した者

第七十九條第十一号中「第五十八條の二第二項（第六十六條第二項において準用する場合を含む。）」を「第五十八條第二項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第十二号中「第五十九條の二第二項（第六十六條第二項において準用する場合を含む。）」を「第五十九條第二項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第十三号中「第五十九條の二第二項（第六十六條第二項において準用する場合を含む。）」を「第五十九條第二項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十四号を削り、同条第十五号を第九号とし、第十六号を第十号とし、第十七号を第十一号とし、第十八号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 第六十一条の九の三第一項の規定に違反した者

第七十九條第十九号中「第六十二條第一項」を「第六十二條の二第一項」に改め、同号を同条第十

四号とし、同条第二十号を削る。

第八十條中「三十万円」を「百万円」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「第六十一条の二第二項第二号」を「第五十七條の八第二項第二号」に改め、同号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 第五十七條の八第七項若しくは第八項、第六十一条の九の二第一項若しくは第三項、第六十一条の九の四第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは第六十三條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第八十條第八号を削り、同条中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号中「第六十一条の三第四項」の下に「若しくは第七項」を、「同条第五項」の下に「若しくは第八項」を、「同条第六項」の下に「若しくは第九項」を加え、同号を同条第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 第五十九條第十一項の規定による警察官の停止命令に従わず、提示の要求を拒み、検査を拒み、若しくは妨げ、又は同項の規定による命令に従わなかった者

第八十條第十一号を同条第十二号とし、同条第十号中「製錬事業者等」を「核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者」に、「を除く」を「に」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「製錬事業者等」を「核原料物質使用者、国際規制物質使用者に及ぶ者及び国際特定活動実施者」に、「を除く」を「に」に改め、同号を同条第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九 第六十二条の三（核原料物質使用者に係る部分に限る。）の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第八十條の二及び第八十條の三中「に」を「いづれかに」に、「二十万円」を「五十万円」に改め

る。

第八十條の四中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条の次に次の一号を加える。

第八十條の五 第七十六條の二及び第七十六條の三の罪は、刑法第四條の二の例に従う。

2 第七十八條第三十一号の規定は、日本国外において同号の罪を犯した者にも適用する。

第八十一條第二号中「第八号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）」の下に、「第八号の二（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）」を、「第二十一号」の下に、「第二十六号の二（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）」を加える。

第八十一條の二第一号中「第六十六條の二第二項」を「第六十五條第一項」に改め、同条第二号中「第六十六條の二第二項」を「第六十五條第二項」に改める。

第八十二條中「に」を「いづれかに」に改め、同条第二号中「第五十一條第二項」を「第五十條の四第二項」に改め、同条第三号中「第二十二條の二第二項（第五十條の三第二項）」を「第二十二條の二第二項（第五十條の二第二項）」に改め、同条第九号中「第五十九條の三第二項（第六十六條第二項において準用する場合を含む。）」を「第五十九條の二第二項」に改め、同条第十号中「第六十六條第三項」を「第六十一條の九の三第二項」に改める。

第八十三條中「第六十一條の二第三項」を「第五十七條の八第三項」に改める。

第八十五條第一項第一号中「第六十一條の二の二第一項」を「第六十二條第一項」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「旧法」という。）第三十八條

第一項の規定による届出をした者（この法律の施行前に旧法第六十五條第一項又は第三項の規定による届出をした者を除く。）が行う当該届出に係る原子炉の廃止に係るこの法律による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「新法」という。）第四十三條の三の二第一項に規定する廃止措置に相当する行為については、この法律の施行の日から六月間（次項の規定による認可を申請した場合に

は、その申請について認可があつた旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、なお従前の例による。

2 前項に規定する者は、この法律の施行の日から六月間は、主務省令（新法第二十三條第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣（以下この項において「主務大臣」という。）の発する命令をいう。）で定めるところにより、新法第四十三條の三の二第二項に規定する廃止措置計画を定め、主務大臣にその認可の申請をすることができ、

3 新法第四十三條の三の二第三項において準用する新法第十二條の六第四項の規定は、前項の認可について準用する。

4 第二項の規定により受けた認可は、新法第四十三條の三の二第二項の規定により受けた認可とみなす。

第三条 この法律の施行前に旧法第二十二條の二第一項、第四十三條の二十一第一項又は第五十條の二第一項の規定による届出をした者（この法律の施行前に旧法第六十五條第一項又は第三項の規定による届出をした者を除く。）が行う当該届出に係る加工施設、使用済燃料貯蔵施設又は再処理施設に係る加工、使用済燃料の貯蔵又は再処理の事業の廃止に係る新法第二十二條の八第一項、第四十三條の二十七第一項又は第五十條の五第一項に規定する廃止措置に相当する行為については、この法律の施行の日から六月間（次項の規定による認可を申請した場合に

は、その申請について認可があつた旨又は認可

をしない旨の通知を受ける日までの間)は、なお従前の例による。

2 前項に規定する者は、この法律の施行の日から六月間は、経済産業省令で定めるところにより、それぞれ新法第二十二條の八第二項、第四十三條の二十七第二項又は第五十條の五第二項に規定する廃止措置計画を定め、経済産業大臣にその認可の申請をすることができ、

3 新法第二十二條の八第三項において準用する新法第十二條の六第四項の規定は第一項に規定する者のうち旧法第二十二條の二第一項の規定による届出をした者に係る前項の認可について、新法第四十三條の二十七第三項において準用する新法第十二條の六第四項の規定は第一項に規定する者のうち旧法第四十三條の二十一第一項の規定による届出をした者に係る前項の認可について、新法第五十條の五第三項において準用する新法第十二條の六第四項の規定は第一項に規定する者のうち旧法第五十條の二第一項の規定による届出をした者に係る前項の認可について準用する。

4 第二項の規定により受けた認可は、新法第二十二條の八第二項、第四十三條の二十七第二項又は第五十條の五第二項の規定により受けた認可とみなす。

第四條 この法律の施行の際現に使用施設等の解体を行っている使用者(この法律の施行前に旧法第六十五條第一項又は第四項の規定による届出をした者を除く)が行う当該使用施設等に係る核燃料物質のすべての使用の廃止に係る新法第五十七條の六第一項に規定する廃止措置に相当する行為については、この法律の施行の日から六月間(次項の規定による認可を申請した場合)には、その申請について認可があった旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、なお従前の例による。

2 前項に規定する者は、この法律の施行の日から六月間は、文部科学省令で定めるところにより、新法第五十七條の六第二項に規定する廃止

措置計画を定め、文部科学大臣にその認可の申請をすることができ、

3 新法第五十七條の六第三項において準用する新法第十二條の六第四項の規定は、前項の認可について準用する。

4 第二項の規定により受けた認可は、新法第五十七條の六第二項の規定により受けた認可とみなす。

第五條 この法律の施行前に、旧法第十條若しくは第四十六條の七の規定により指定を取り消された製錬事業者若しくは再処理事業者、旧法第二十條、第三十三條第一項若しくは第二項、第四十三條の十六、第五十一條の十四、第五十六條若しくは第六十一條の六の規定により許可を取り消された加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、廃棄事業者、使用者若しくは国際規制物質使用者又は旧法第六十五條第一項、第三項若しくは第四項の規定による届出をした者については、旧法第六十一條第九号及び第六十六條の規定並びに同法第二項において準用する旧法第五十七條、第五十八條から第五十九條の三まで及び第六十條第一項から第三項までの規定は、なおその効力を有する。

(処分等の効力)

第六條 この法律の施行前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものと同みなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七條 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第九條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正)

第十條 原子力損害賠償補償契約に関する法律(昭和三十六年法律第百四十八号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項第四号中「第五十八條、第五十八條の二第一項、第五十九條又は第五十九條の二第一項」を「第五十七條の四、第五十七條の五、第五十八條第一項又は第五十九條第一項」に改める。

(地価税法の一部改正)

第十一條 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二第三号中「第六十一條の二第一項」を「第五十七條の八第一項」に改める。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

第十二條 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第六十八條の二の次に一條を加える改正規定中「第六十八條の二」を「第六十八條の三を第六十八條の四とし、第六十八條の二に改め、第六十八條の三に見出しとして(『包括的核実験禁止条約機関の指定する者等の立入検査等』)を付する。

第七十六條の四を改め、同条を第七十六條の五とし、第七十六條の三を第七十六條の四とし、第七十六條の二の次に一條を加える改正規定

定中「第七十六條の四」中「前二條」を「第七十六條の二及び前條」に、「刑法第四條の二」を「刑法第四條の二の例に、第七十六條の三の罪は同法第三條に改め、同条を第七十六條の五とし、」を削り、同改正規定の次に次のように加える。

第七十八條第三十一号中「第六十八條の三」を「第六十八條の四」に改める。

第八十條第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に一號を加える改正規定中「第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号」を「第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号」に、「第十、第六十七條の二第一項」を「十一、第六十七條の二第一項」に改める。

第八十條に二號を加える改正規定中「第三十六十八條の三第一項」を「十四、第六十八條の三第一項」に、「十四、第六十八條の三第二項」を「十五、第六十八條の三第二項」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第八十條の五第一項中「第七十六條の三」を「第七十六條の四」に、「刑法第四條の二」を「刑法第四條の二の例に、第七十六條の三の罪は同法第三條」に改める。

(テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第十三條 テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成十三年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第二項中「第七十六條の四」を「第八十條の五第一項」に改める。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第十四條 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

別表核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十六

号)の項中「第五十九条の二第五項」を「第五十九条第五項」に改める。

理由

最近における核燃料物質の防護をめぐる状況にかんがみ核燃料物質の防護対策の強化を図るため、原子力事業者等に対し、核物質防護規定の遵守の状況に関する国の検査の受検及び特定核燃料物質の防護に関する秘密の保持を義務付けるほか、原子炉施設等の廃止について更なる安全の確保を図るため、廃止措置計画の認可制度を設ける等の措置を講ずるとともに、原子炉施設等の解体等に伴い生ずる放射能濃度が著しく低い物の取扱いに関する規定の整備を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十七年三月二十九日印刷

平成十七年三月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

E